

カント『法論』における人間の尊厳の理論的展開

城下, 健太郎

<https://doi.org/10.15017/1500484>

出版情報：九州大学, 2014, 博士（法学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

氏 名 : 城下健太郎

論 文 名 : カント『法論』における人間の尊厳の理論的展開

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、18世紀ドイツの哲学者イマヌエル・カントの『法論』に「人間の尊厳」の観点から検討を加え、その理論的再構成を図ったものである。まず、序章では、このようなアプローチを行うにあたっての方法論的課題に触れている。「人間の尊厳」は、カントにおいては「人格のうちなる人間性の尊厳」として規定される。こうした規定のため、カントの人間の尊厳は孤立的・抽象的な人格の尊厳であって、しばしばキリスト教的＝自然法的な倫理的要求の強いものとして位置づけられてきた。その結果、私的所有権の基礎づけの観点から法における人間の外的自由の実現にのみ目が向けられ、『法論』の受容史・研究史においても人間の尊厳の問題は道徳性の領域へと追いやられてしまっていたのである。これに対して、『法論』においても人間の尊厳の観点は貫かれており、しかも現実の人間に理性法が統制を加える側面だけでなく、現実の人間に内在する人間性が理性法の諸規定に制約を加える側面（人間の尊厳の義務的性格）を有するという構図に本稿は着目している。

第一章では、以下の章の総論部分として、序章で述べた構図が法と道德の連関として相互尊敬の形式を内包するという仕方で、人間の尊厳が法概念それ自体の中に組み込まれているということを明らかにした。第二章以下で示される所有・家族・刑罰・抵抗権否認という近代市民が措定されるための法的経験は空間的・時間的に把握されるものではなく、それ自体としては観念的・可想的な性質しか持ちえない。したがって、そうした可想的な法制度が現実的に妥当するためには、人格間の承認＝互いの人間性を尊重することが不可欠である。この基本的な構想の下に、理性法秩序がその主要な部分において人間性によって根拠づけられていると同時に制約を受けるということを本稿は第二章以下の各論部で論証している。

第二章では、カントの私法論における人間の尊厳の作用を考察している。特に、カントの私的所有権の構想を中心に、『法論』における「内的な私のもの」と「外的な私のもの」との関係を論じている。明らかに、人間の尊厳は「内的な私のもの」であり、「外的な私のもの」としての物件の所有には関わりのないもののようにも見えるが、実際には「外的な私のもの」の基礎づけに必要なものとして人間の尊厳が立ち現れてきていることを示している。そして、物理的占有という実体的な条件は括弧に入れられて、たとえ持ち主が物理的に占有していなくとも、あたかも持ち主が正当に所有しているかのように各人が認めなければならないことが可想的占有の演繹と人格間の承認に基礎にして示される。

第三章は、『法論』におけるカントの家社会の構成に立ち入っている。家族においては血縁や情愛が括弧に入れられて、理性的な法則としての結合関係の可想的性格が確認される。こうした可想的性格の代償として、自由で平等な個人を基調とするといわれるカントの法理論は、一見反動的に見える高度な倫理的要求をもって立ち現れてくる。もっとも、これは封建的な身分制社会へと立ち戻るものではなく、人間の尊厳の観点からの近代市民社会批判の契機をなすものとして考察している。

第四章は、カントの刑法論における人間の尊厳を取り扱う。近年、カントの刑罰権の根拠をめぐって、応報刑が威嚇効果を排除するものではないという応報と予防の混合理論が登場しているが、

その理論の妥当性について本稿はカントの刑罰に関するさまざまな議論を総合的に検証した。そして、こうした法政策的な刑罰理論の構想にもかかわらず、カントが『法論』において応報主義を強固に主張したことに注意を向けながら、『法論』全体の性格との関係で応報と予防の「混合」の成立の理論的な困難さを指摘した。こうした理論的困難はおそらくカントの刑罰理論を実体的に把握したことに由来する。結論として本稿は刑罰に値する責任もまた可想的な性格をもっており、因果性を括弧に入れて初めて可能になるものだというを示している。

第五章は、カントの抵抗権否認論における人間の尊厳を取り扱っている。本稿では、カントの抵抗権否認は、抵抗権が非合法的行為として合法性の徹底化によって処理されたことに基づくことを示した。その際、カントの人間の尊厳が抵抗の可否というどちらの契機にも一応の説得力をもつこと、理性法上のそれがここでも二面性をもつことを確認した。カントにおいては暴力的な抵抗を可能にする条件は否定されるが、公開性を基底においた文筆によるミニマムな抵抗＝市民的不服従の可能性が残されていることが示唆される。

終章で検討しているのは、そのような法理論のもつ現代性である。カントが近代法秩序の規定に与えた観念的＝可想的性格はその実在性を喪失する危険性を常に抱えている。実体を括弧に入れながら可想的な法制度を承認するという態度を保持するためには、公的な〈世界〉と私的領域を媒介するものとしてカントにおいて与えられた文筆行為の持つ意味の問い直しが必要となる。このカント的エクリチュールは自己と他者との相互的共存の条件としてだけでなく、自己自身の価値をいかにして守り、形作るのかということについてのひとつの指針でもある。死と苦難に満ち溢れた人間の人生において、自由な法秩序の崩壊・退落に対する連帯と抵抗という人間の尊厳の本来的な主題を終章で検討して、カント的理念の可能性の政治的＝実践的含意を指し示している。